日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件
日本学術会議法案

質問書提出

五月十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
大阪・関西万博の来場者数に関する質問主意書（櫻井周提出）
大阪・関西万博におけるＡＤ証入場者に関する質問主意書（櫻井周提出）

答弁書受領

五月十三日内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員屋良朝博提出育児・介護休業法等の改正にあわせた駐留軍等労働者を対象とする制度整備に関する質問に対する答弁書
衆議院議員今井雅人提出外国資本による森林取得と水資源の利用に関する質問に対する答弁書
衆議院議員緒方林太郎提出関税割当に関する質問に対する答弁書
衆議院議員山井和則提出中国における「宇治抹茶」の商標登録等の規制等に関する質問に対する答弁書
衆議院議員屋良朝博提出フィリピン残留日系二世の就籍支援に関する質問に対する答弁書

参議院

議事日程

五月十四日の議事日程は次のとおり。
議事日程　第十九号
令和七年五月十四日（水曜日）
午前十時開議
第一　特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（衆議院送付）
第二　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

五月十三日衆議院から次の内閣提出案を受領した。
電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五四号）
日本国の自衛隊とフィリピンの軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とフィリピン共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）
日本国の自衛隊とイタリア共和国の軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とイタリア共和国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第八号）
日本学術会議法案（閣法第三六号）

質問主意書提出

五月十三日議員から次の質問主意書が提出された。
外務省ウェブサイトの「南京事件」に係る記述に関する質問主意書（浜田聡提出）（第一一八号）

答弁書受領

五月十三日内閣から次の答弁書を受領した。
参議院議員山本太郎提出原発避難計画策定に係る会議の議事録作成及び公開に関する質問に対する答弁書（第一〇六号）
参議院議員神谷宗幣提出我が国に設置された孔子学院及び孔子課堂に関する質問に対する答弁書（第一〇七号）
参議院議員浜田聡提出フジ・メディア・ホールディングスの外資比率と総務省の対応の適切性に関する再質問に対する答弁書（第一〇八号）
参議院議員山本太郎提出原発作業員の安全管理及び労災認定基準に関する質問に対する答弁書（第一〇九号）
参議院議員浜田聡提出社会保険料の事業主負担に関する政府見解の整合性に関する再質問に対する答弁書（第一一〇号）
参議院議員浜田聡提出介護保険料の上限設定と介護給付費の適正化に関する質問に対する答弁書（第一一一号）
参議院議員浜田聡提出歴史的に重要な文書の管理に関する仕組みがＮＨＫに存在しない問題に関する質問に対する答弁書（第一一二号）
参議院議員浜田聡提出第二回日中ハイレベル人的・文化交流対話において言論空間における政府による言論規制を取り決めたとの指摘に関する再質問に対する答弁書（第一一三号）
参議院議員浜田聡提出ＡＶ出演に係るスカウトバック対策の在り方に関する質問に対する答弁書（第一一四号）
参議院議員齊藤健一郎提出マイナンバーカードの券面デザインに関する質問に対する答弁書（第一一五号）

報告書提出

五月十三日委員長から次の報告書を提出した。
特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法第五条第一項の規定に基づき、特定船舶の入港禁止の実施につき承認を求めるの件（閣承認第二号）審査報告書
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第一五号）審査報告書

参議院規則の一部改正

五月九日本院は次のとおり参議院規則の一部を改正した。
参議院規則の一部を改正する規則
参議院規則の一部を次のように改正する。
第百八十一条の三第一項中「以下同じ。」の下に「又は重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第三条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第二項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。
第二百三十六条中「特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加える。

附　則

この規則は、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十四号）の施行の日から施行する。

参議院情報監視審査会規程の一部改正

五月九日本院は次のとおり参議院情報監視審査会規程の一部を改正した。
参議院情報監視審査会規程の一部を改正する規程
参議院情報監視審査会規程の一部を次のように改正する。
第一条中「平成二十五年法律第百八号」の下に「。以下この条において「特定秘密保護法」という。」を加え、「同法」を「特定秘密保護法」に改め、「状況について」の下に「調査するとともに、行政における重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号。以下この条において「重要経済安保情報保護活用法」という。）第三条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）の保護及び活用に関する制度の運用を常時監視するため重要経済安保情報の指定（同項の規定による指定をいう。）及びその解除、適性評価（重要経済安保情報保護活用法第十二条第一項に規定する適性評価をいう。）の実施並びに適合事業者の認定（重要経済安保情報保護活用法第十八条第一項に規定する適合事業者の認定をいう。）の状況について」を、「からの特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を、「規定する行政機関の長」の下に「及び重要経済安保情報保護活用法第二条第二項に規定する行政機関の長」を加える。
第四条第一項中「及び」を「並びに」に改め、「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」を加え、同条第二項中「部分及び」を「部分並びに」に改め、「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」を加える。
第五条第二項中「特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加える。
第十一条中「特定秘密」の下に「及び重要経済安保情報」を加える。
第十八条の見出し及び第二十条（見出しを含む。）中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。
第二十五条第二項中「特定秘密」の下に「若しくは重要経済安保情報」を加える。
第二十七条（見出しを含む。）並びに第二十八条の見出し及び同条第一項中「特定秘密」の下に「又は重要経済安保情報」を加える。

附　則

この規程は、国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第三十四号）の施行の日から施行する。